

WANCOTT利用規約

株式会社シブヤテレビジョンは、犬と人のための大型複合施設「WANCOTT」で提供するサービスの利用規約（以下、「本規約」）を当社の企業理念をもとに以下の通り定めます。サービス利用者は署名により、本規約のすべてに同意したものとします。

第1条（定義）

本規約における用語の定義は次の各号に定める通りとします。

- 「当社」とは、株式会社シブヤテレビジョンをいいます。
- 「本施設」とは、当社が運営する犬と人のための大型複合施設「WANCOTT」をいいます。
- 「本サービス」とは、当社が本施設において提供する個々の犬の宿泊、トレーニング、介護・老犬ケア、リハビリ・フィットネスおよびドッグパークその他各種サービスをいいます。
- 「登録希望者」とは、新たに本サービスの会員になろうとする個人をいいます。
- 「会員」とは、登録希望者が本規約に同意した上で、本サービスを利用するために当社に登録を申し込み、当社が会員となることを承諾した個人をいいます。
- 「愛犬」とは、本サービスの提供を受ける会員が所有または飼育する犬をいいます。

第2条（規約の範囲と変更）

- 本規約は、本サービスの利用に関する当社と会員との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と会員との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。また、当社及び会員は、本サービスを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 当社は、会員の事前の承認なしに、本規約、その他本施設の運営、管理に関する事項を変更することが出来るものとします。また、その効力は全ての会員に適用されます。
- 本規約の変更は、当社が運営する本施設に係るウェブサイト（以下、「ウェブサイト」といいます）または本施設内の所定の掲示場所に掲示することにより、随時会員に通知するものとします。
- 変更後の本規約は、当社が定める発行日から効力を生じるものとします。

第3条（登録手続）

- 登録希望者は、本規約に同意の上、当社の定める会員及び愛犬に関する正確な情報（予防接種情報・年齢・健康状態を含むがこれに限らない。以下、「登録事項」といいます）を提供することにより、本サービスの利用にあたり必要な会員としての登録を申し込むことができます。
- 登録時に、登録希望者ご本人の現住所を確認できる本人確認書類、鑑札、狂犬病予防注射済票、混合ワクチン(5種以上)接種証明書のご提示が必要となります。なお、疾患等により、混合ワクチンを接種できない場合、妊娠の可能性や妊娠が確認されている場合には本施設に申し出て下さい。
- 第1項の登録申し込みは、当社が所定の手続きを経て、登録希望者の登録申し込みを承諾したときに完了します。
- 当社は、登録希望者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、会員登録（再登録を含む）の申し込みを拒否し、または登録申し込みに対する承諾を撤回することができます。
 - 当社に提供した登録情報の全部または一部に虚偽、誤記または記載漏れ不備があったとき。
 - 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかったとき。
 - 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に関与する等反社会的勢力等との何らかの関与を行っている と判明したとき。
 - その他、当社が本サービスを提供できないと判断したとき。

第4条（会員証）

- 会員証は、入会日から1年間有効です。更新には所定の手続きが必要となります。
- 会員証は、当社が会員ご本人のみに貸与し、使用を認めるものです。第三者に貸与または譲渡することはできません。
- 会員は、本施設の利用に際し、会員証を当社に提示しなければなりません。なお、本サービスの利用にあたり本人確認をさせていただく場合があります。

- 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに本施設で再発行の手続きをしなければなりません。なお、会員証の再発行には所定の手続きが必要となります。

第5条（利用料金及び支払方法）

- 会員は当社に対し、本サービスの対価として、別途当社が定める利用料金を、当社が指定する時期及び方法により支払うものとします。
- 会員が、利用料金の支払いを遅延した場合、会員は年14.6%の割合による損害遅延金を支払わねばなりません。
- 会員が利用料金の支払いを行わず、又は利用期間を徒過して本施設に愛犬を放置した場合には、当社は催告の上、放置期間が2週間を超える場合には、無催告にて、当該会員の愛犬ないしその残置物の所有権を当社に譲渡したものと見做し、任意に必要な措置を講じることができ、当該会員はこれについて一切異議を述べないものとします。なお、この場合、会員は当社が要した費用の一切を負担しなければなりません。

第6条（禁止事項）

- 会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。
 - 法令、本規約ならびに当社が定める注意事項その他諸規則等に違反する行為。
 - 本サービスを利用する他の会員その他の第三者及び当社スタッフ（以下、総称して「他の会員等」といいます）に対する暴力行為及び威嚇行為。
 - 他の会員等に対する誹謗中傷、暴力的な言葉や大声を発する行為。
 - 当社および他の会員等に対する法的責任を超えた不当な要求行為。
 - 他の会員等に対するストーキング行為、セクシャルハラスメント等の公序良俗に反する行為。
 - 本施設及びその付近における写真、ビデオ撮影、録音等の行為。但し、当社の承諾がある場合は除きます。
 - 本施設及びその付近におけるビラ等の配布、はり紙等の提示、営業行為、政治活動、宗教活動、署名活動、勧誘活動その他これに準ずる行為。
 - 当社及び他の会員等の知的財産権、肖像権、プライバシー権その他権利または利益を侵害する行為。
 - 当社スタッフの指示に従わない等、本施設の運営を妨げるまたは恐れのある行為。
 - 引渡し時刻までに愛犬を引き取りに来ない等、本施設に愛犬を放置する行為。
 - 本施設内でのスパイク（ピンチ）チェーンやチョークチェーン等愛犬に負担のかかる道具を使用する行為。
 - コミュニティスペース以外での飲食行為。但し、ペットボトル等の蓋の閉まる飲料は除きます。
 - その他当社が不適切と判断する行為。
- 会員が前項第10号に違反した場合には、第5条第3項の規約を適用するものとします。

第7条（盗難、紛失）

- 会員が、本施設の利用に際して生じた盗難、紛失については、当社に故意または重過失がある場合を除いて、当社は一切の損害賠償の責を負いません。
- 本施設内での忘れ物については、原則として1ヶ月保管後、当社にて処分します。

第8条（愛犬に関する事項）

- 愛犬が、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供は受けられません。
 - 各自自治体への愛犬の登録と鑑札の交付を受けていないとき。
 - 本サービス提供日から遡り、過去1年以内に愛犬に狂犬病ワクチン及び混合ワクチン（5種以上）を接種していないとき。
※会員登録時に、鑑札、狂犬病予防注射済票、混合ワクチン接種証明書をご提示いただきます。ただし、介護・老犬ケア・パピークラスについては例外とします。
 - 愛犬のノミ・ダニ等の外部寄生虫、ならびにフィラリア症の予防措置を行っていない等、著しく不衛生であると当社が判断したとき。
 - 犬や人に対して攻撃的な様子が見られ、安全を確保することが難しいと判断したとき。
 - あきらかに愛犬のストレスが強く、強い負担が予測されると判断したとき。
 - 感染性の皮膚疾患や伝染病が疑われるとき。長期的に下痢をしているとき。
 - ヒート中（出血中、ならびに出血が終わって二週間以内）、妊娠中および産後のとき。
 - 獣医師より運動等を禁止されているとき。
 - 健康状態に不安があり、獣医師による診断、治療が必要であると当社が判断したとき。
 - 登録事項ならびに会員から当社に申告があった事項に関し、虚偽の事実があることが判明したとき。
 - その他、当社が本サービスの提供が適当でないと判断したとき。

- 安心してご利用して頂けますよう最善を尽くしてまいります。慣れない環境で愛犬が体調を崩す場合がありますので、予めご了承ください。

第9条（本サービス）

- 当社が本施設において、会員に提供する本サービスは次の各号の通りとします。
 - ホテル
 - トレーニング
 - 介護・老犬ケア
 - リハビリ・フィットネス
 - ドッグパーク
 - 上記に付随する総合カウンセリング等
- 本サービスの利用にあたり、会員は、当社が前項各号のサービスごとに別途定める注意事項を遵守するものとします。
- 当社は、前1項の各号に定める本サービスに変更もしくは廃止等がある場合には、本施設内の所定の掲示場所に掲示すること、またはウェブサイト上で掲載することにより、会員に対し通知するものとします。

第10条（本サービスの予約）

- 本サービスのご利用には、事前の予約申し込みが必要です。
- 会員は、当社が定める方法により本サービスの予約を申し込みことができます。
- 当社が前項の予約申し込みに対し、承諾する旨を会員に通知したときに本サービスの予約申し込みは完了します。
- 会員が予約を取り消した場合、次に定めるキャンセル料を当社にお支払いいただきます。ただし、特別な事情があると当社が認めた場合はこの限りではありません。

本サービスの取り消し期日	キャンセル料
予約日の前日迄	キャンセル料は発生しません。
予約日の当日	予約した本サービスの料金×100%相当額
無連絡、不参加	予約した本サービスの料金×100%相当額

第11条（緊急時の対応）

- 本サービスの提供中(送迎、作業、待機中を含む)に愛犬が負傷した場合、または体調不良となった場合、当社は速やかに登録事項の連絡先に連絡します。
- 緊急を要する場合、または登録事項の連絡先と連絡が取れない場合、当社は本施設の獣医師・動物看護師の判断で必要な措置をとることができます。かかる緊急の措置に関して、当社は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、一切の責任を負いません。
- 前号に定める緊急時の獣医師診療費、医療品およびその他諸経費は会員の負担となります。

第12条（本施設の休業）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設の全部または一部を休業することができます。

- 気象、災害、その他止むを得ない事由により本施設の営業が困難と当社が判断したとき。
- 本施設の点検、補修または改修をするとき。
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他止むを得ない事由があるとき。
- その他当社が休業を必要と判断したとき。

第13条（本施設の閉鎖）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設の全部または一部を閉鎖または変更することができます。

- 気象、災害、その他止むを得ない事由により本施設の営業が困難と当社が判断したとき。
- 法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他会社経営上止むを得ない事由が生じたとき。

第14条（退会手続）

- 会員は、当社が定める方法で退会手続きを完了することにより、本サービスを受けるための会員としての登録を抹消し、退会することができます。
- 前項による退会にあたり、本サービスに関する債務がある場合、会員は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して当該債務を支払わなければなりません。
- 退会後の会員情報の取扱いについては、第19条の規定に従います。

第15条（当社による登録抹消）

- 当社は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前の通知または催告することなく、本サービスの利用を一時的に停止し、または会員登録を抹消することができます。この場合、会員は本サービスの利用に関する一切の権利を失います。
 - 法令、本規約ならびに当社が定める注意事項等に違反した場合。
 - 2年以上本サービスの利用がない場合
 - 第3条第4項各号のいずれかの事由に該当する場合
 - その他、当社が会員としての登録、または本サービス利用が適当でないと判断した場合
- 前項各号のいずれかの事由に該当する場合、会員は、本サービスに関する債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して当該債務を支払わなければなりません。
- 当社は、本条に基づき当社が行った行為により会員に生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除いて、一切の責任を負いません。

第16条（会員の責任）

本サービスの提供中(送迎、作業、待機中を含む)に愛犬が当社または第三者の資産を破損または著しく汚損した場合、会員は当社または第三者の損害を全額賠償するものとします。

第17条（免責）

- 本施設の性質上、犬同士のトラブルで愛犬が負傷、死亡した場合、当社に故意または重過失がない限り、当社は一切の責任を負いません。
- その他、本サービス利用中に起きた、不慮の事故・天災・または持病・特異体質等の不可抗力による怪我や死亡についても、当社に故意または重過失がない限り、当社は一切の責任を負いません。
- 万が一、当社の故意または重過失により、愛犬が負傷、死亡した場合、当社は受領した利用料金の範囲でのみ責任を負うものとします。
- 本サービスに関連して会員の愛犬が第三者に与えた損害(本施設内における咬傷事故を含むが、これに限らない)等の他の会員との間で生じた損害等については、当社に故意または重過失がない限り、一切関与しないものとします。

第18条（ソーシャルメディアの利用）

当社の公式なソーシャルメディア利用においては、下記に記載する事項を遵守します。

- コミュニケーションの目的を明確にし、価値ある情報を提供します。
- わかりやすい表現を使用します。
- 即時に伝達され、取り消すことができない等、デジタルツールの特徴を理解します。
- プライバシーに十分配慮します。
- 著作権の保護に十分配慮します。

第19条（個人情報の保護）

当社は、会員の個人情報の取扱については、別途当社が定める個人情報保護方針に従うものとし、会員は当該個人情報保護方針に基づき当社が会員の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第20条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残り及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第21条（誠意協議）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈について疑義が生じたときは、双方誠意をもって協議解決します。

以上

附則

平成29年4月1日 制定